

平成31年4月8日

保護者様

山県市教育委員会

学校において予防すべき感染症への罹患による出席停止の措置について（お願い）

平素は学校教育に対してご理解とご協力をいただき誠にありがとうございます。

さて、これまでお子様がインフルエンザ等の学校において予防すべき感染症に罹患した場合は、医師に記入していただく「学校感染症（第2種・第3種）の診断書及び証明書」の提出により出席停止の措置をとり、感染拡大防止に努めてきました。

しかし、インフルエンザの流行期には多くの患者が医療機関を受診するため、証明書に係る業務が他の業務に支障をきたすと指摘されています。

学校において予防すべき感染症の出席停止の期間は、「学校保健安全法施行規則（第19条）」より、学校において判断することができます。

そこで、平成31年度より、学校において予防すべき感染症の証明書については、「感染症への罹患を証明できるもの」を添付した「学校において予防すべき感染症罹患報告書」を提出いただくことで、**医師記入の証明書の提出を求めないこととします。**

※「感染症への罹患を証明できるもの」とは、（調剤説明書のコピー等、患者名、日付、薬剤名、医療機関名等が記入されたもの）を添付してください。個人情報については、学校で厳重に管理し、目的外には使用しません。

なお、感染症に罹患した場合は、これまでどおり医師の指示を守り、感染の恐れのある期間は登校を控えていただきますようお願いいたします。

年 月 日

山県市立伊自良南小学校長 様

学校において予防すべき感染症罹患報告書

このことについて、下記のとおり学校において予防すべき感染症に罹患しましたので、報告します。

記

児童生徒名	
保護者名	印
病名	
医療機関名	
医師に診断された日	年 月 日 ()
学校を休んだ期間	年 月 日 () ~ 年 月 日 ()

【報告に際しての留意事項】

- ・受診を証明できるもの（調剤説明書のコピー等、患者名、日付、薬剤名、医療機関名等が記入されたもの）を添付してください。個人情報については、学校で厳重に管理し、目的外には使用しません。
- ・登校については、医師の指示にしたがってください。